

## いじめ防止等のための基本的な方針

<はじめに>

妙法寺小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「妙法寺小学校基本方針」という）を策定します。

### 1. いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

いじめ防止は、全ての教職員が自らの問題として、切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題です。

いじめをなくすため、まずは日頃から、個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要であると考えます。

本校は、妙法寺小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながら、いじめの問題の根本的な解決に向けて、取り組みを進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「**するを許さず されるを責めず 第三者なし**」を核とした指導を行います。

### 2. いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項 平成25年9月28日施行 より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この法令に基づく“いじめ認知の3要件”とは・・・

- (1) 当該児童と一定の人的関係がある。（同じクラス、習い事、塾 等）
- (2) 心理的・物理的な影響を与える。（冷やかし、からかい、無視、中傷、暴力 等）
- (3) 心身の苦痛を感じる。（「いじめ」という訴えがなくても認める）

#### **【留意事項】**

- ① 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。その際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのように努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内いじめ問題対策委員会の組織を活用して行う。
- ② 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童と何等かの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ④ インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が、心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合は限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

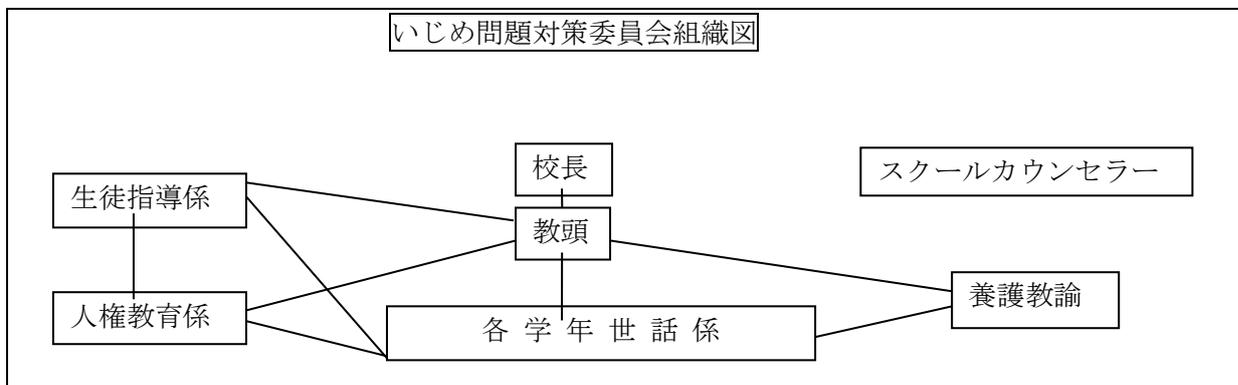
- ⑤ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3. 教職員の姿勢

- ・児童一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係作りに努めます。
- ・分かる授業、一人ひとりの児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己肯定感を高めます。
- ・児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・全教職員が、常にいじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して、情報の共有に努めます。
- ・児童の微妙な表情や行動の変化にも気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- ・保護者や地域の方々からの子供に関するあらゆる情報を受け入れる姿勢を大切にします。

### 4. 校内いじめ問題対策委員会

- (1) 校内いじめ問題対策委員会の設置
- ・本校は、校長・教頭・学年世話係・生徒指導係・人権教育係・養護教諭・(スクールカウンセラー等)を中心に校内いじめ問題対策委員会を設置します。
- (2) 校内いじめ問題対策委員会の役割
- ・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
  - ・いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
  - ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
  - ・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行います。



### 5. いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取り組みを計画・実施します。

- (1) 思いやりの心を育む教育
- ・授業をはじめ、道徳教育や学級活動等全ての教育活動を通して、児童一人ひとりに「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」を育みます。
- (2) 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団作り
- ・仲間同士で認め合い支え合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団作りに取り組みます。
  - ・「命の大切さを実感させる活動」「問題解決能力を育む自主活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」を本校の自然教育学習園をフィールドとして、総合的な学習、学級活動や行事等を通して推進します。そして、人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てます。

### (3) 規範意識を身に付け、自浄力のある児童集団の育成

- ・全ての教育活動の中で、決まりを守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成を図ります。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、知らせることは正しいことであると併せて指導します。

## **6. いじめの早期発見**

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃から児童の信頼関係の構築と見守りに努めます。

### (1) 信頼関係の構築

- ・日常の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制作りに努めます。その上で担任を中心として、深い信頼関係を築きます。

### (2) 児童理解

- ・平素から児童の交遊関係など生活実態をきめ細かく把握し、一人ひとりの表情の変化やいじめのサインを見逃さないように注意します。
- ・担任一人だけでクラスの子供を見ていくのではなく、全教職員で全児童を見ていくという姿勢で児童理解を多角的に行います。
- ・定期的にアンケートを実施し、いじめ早期発見に向けて積極的に取り組みます。
- ・個別の面談を実施することにより、よりきめの細かい対応を実現します。

### (3) 相談体制の充実

- ・養護教諭やスクールカウンセラーと効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を必要に応じて設定します。

### (4) 校外相談機関との連携

- ・教育相談指導室やいじめ・体罰ホットライン（24時間電話相談）等、校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

## **7. いじめへの早期対応**

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく、早期に事実関係の把握を行い対応します。

### (1) いじめの事実関係の把握

- ・いじめられている児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聞き取り、不安を取り除き、共感的に受け止めます。その際、最後まで守り抜くことを伝えます。
- ・関係児童双方、周囲の児童から個々に事情を聞き取り、正確な事実関係を掴んだ上で、関係教職員で情報共有し、組織的に対応します。

### (2) いじめの指導

- ・いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気付かせます。
- ・関係児童の問題に留まらず、関係児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校全体の問題として捉え、再発防止を含め、解消を目指した取り組みを進めます。
- ・児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の指導方針、相談体制等を伝えます。
- ・状況に応じて、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決にあたります。
- ・指導後も継続的に、関係児童と保護者に対しての支援を行います。

## **8. 特別な支援を必要とする児童への配慮**

特別支援学級に在籍する児童、若しくは、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に配慮します。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流を積極的に進めます。

## 9. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめの対応

### (1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、関係機関（警察や少年サポートセンター等）の協力を得ながら、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童・保護者・地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルール作りについて、保護者に協力を依頼します。

### (2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

## 10. 具体的な取り組み

### ① アンケート等

6月中旬（いじめ調査アンケート）

11月中旬（いじめ調査アンケート）

2月中旬（いじめ調査アンケート）

### ② いじめ問題対策委員会の開催

※必要に応じて随時（上記のアンケートについての点検は必ず行う）

## 11. 保護者・地域との連携

- ・PTA、地域の教育を考える会等、保護者や地域と連携し、登下校の見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、児童の様子を積極的に見守ります。
- ・PTAや児童、保護者、地域と一緒に参加する地域の会合等で学校のいじめの問題への取り組みについて情報を発信し、地域ぐるみでいじめの問題に取り組みます。

## 12. 関係機関との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察・少年サポートセンター、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、関係機関と連携する体制を構築しておきます。

## 13. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、ただちに教育委員会事務局に報告します。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握します。

### (2) 調査結果の報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により、明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

## 14. その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜妙法寺小学校基本方針を見直し、必要があると認められるときには改訂します。